

クイッキー取引規定

第1条(取引の方法)

1. 株式会社横浜銀行(以下「当行」という)は、クイッキー取引(以下「カードローン取引」という)にあたりクイッキーカード(以下「カード」という)を、本人(以下「カード名義人」という)に対し1枚発行します。
2. カードローン取引は、つぎの取引につき、カードを使用しておこないます。
 - ① 当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務の提携をしている金融機関(以下、「提携先」という)の現金自動支払機(現金自動入出金機を含む。以下「支払機」という)を使用してクイッキー取引規定により行う借入。
 - ② 当行の現金自動入出金機(以下「入出金機」という)を使用してクイッキー取引規定によりおこなう随時返済。
3. カードローン取引は、当行本支店のうち1か店のみの取引とします。

第2条(保証)

カードローン取引については、横浜信用保証株式会社(以下「保証会社」という)の保証を付けていただきます。

第3条(取引期間の定め)

1. この取引期間は、契約日から1年後の応当日の属する月の末日までとします。ただし、取引期間満了の1か月前までに当行からカード名義人へ特段の通知がない限り、取引期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項の期間延長に関し、当行が審査等のため資料の提供または報告を求めたときは、カード名義人はただちにこれに応じるものとします。カード名義人が当行の求めに応じない場合は、借入金の返済状況の如何にかかわらず、当行からの通知が到達した時点で取引期間は満了するものとします。
3. 前2項にかかわらず、カード名義人の年齢が満65歳を超えたときに取引期間は満了します。ただし、当行および保証会社が書面により認めた場合にはこの限りではないものとします。
4. 前3項により取引期間が満了した場合は、カード名義人は直ちにカードを当行に返却し、カードローン取引に基づく借入金について、第7条および第8条にしたがって弁済するものとします。また、前3項により取引期間が満了した日の翌日以降、カード名義人は当行からカードローン取引による新たな借入はできないものとします。

第4条(暗号照合等)

1. 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗号と届け出の暗号との一致を確認のうえ借入がおこなわれた場合には、カードまたは暗号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、借入が偽造カードによるものであり、カードおよび暗号の管理についてカード名義人の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
2. 停電・故障等により支払機による借入ができない場合に、当行の窓口においてカードを確認し、クイッキー借入金受領書に記入された暗号と届け出の暗号との一致を確認のうえ取り扱ったときも、当行は責任を負いません。

第5条(借入)

1. カードローン取引においては、約定の極度額まで反復、継続して当座貸越による借入を受けることができます。なお、次条第1項により借入元本に利息を組み入れることにより、借入金が極度額を超えた場合にも、この規定を適用します。
2. カードローン取引における借入金の受け取りは、カードを使用して当座勘定からの預金の払い戻しの方法によりおこないません。なお、この当座勘定では小切手・手形の振出あるいは引受はできないものとし、また、公共料金等の自動支払いはおこないません。
3. 借入をおこなうときは支払機にカードを挿入し、届け出の暗号と金額をボタンにより操作してください。

4. 1 回あたりの借入金額は、当行(提携先の支払機使用の場合は、その提携先)が定めた範囲内とし、借入金額の単位は、支払機の機種により 1 千円または 1 万円単位とします。なお、提携先の支払機使用の場合の 1 日あたりの借入金額は、当行が定めた金額の範囲内とします。
5. 第 2 項、第 3 項、第 4 項にかかわらず、カード名義人がカードローン取引の契約日以降カードを受領するまでの間において借入を受ける場合は、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で借入をおこなうことができます。
6. 前項による借入をおこなう場合には、当行所定の書面に氏名・金額等を記入し、返済指定口座の届け出印を押印のうえ提出するものとします。この場合、当行は返済指定口座に同金額を入金します。
7. 当行は、取引の利用状況、個人信用情報機関に登録された情報等を参考にして極度額を増額または減額し、あるいは新たな借入を中止することができるものとします。なお、この場合、変更後の極度額および変更日等必要な事項を通知します。
8. 極度額が減額された場合には、カード名義人はただちに減額後の極度額を超える借入金を支払うものとします。

第 6 条(利息、損害金等)

1. 借入金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎月 10 日(銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日)に約定の利率により当行所定の方法をもって計算し、借入元本に組み入れます。
2. 前項の組み入れにより極度額を超える場合には、当行から請求があり次第、ただちに極度超過額を支払うものとします。
3. 利率は、金融情勢の変化・その他相当の事由がある場合には、一般におこなわれる程度のものに、当行において変更することができるものとします。この場合、利率変更の内容は一定期間当行の店頭に掲示するものとします。
4. 当行は、当行所定の基準により優遇した利率を適用することがあります。この場合、当行はいつでもその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。
5. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 20%(1 年を 365 日とした日割計算)とします。

第 7 条(定例返済)

1. カードローン取引による借入金は、前月 10 日(銀行休業日の場合は翌営業日)の定例返済後の借入金残高について、約定の返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)ならびに毎月返済額にしたがい返済していただきます。ただし、その借入金残高が約定の毎月返済額に満たない場合は、その借入金残高に返済日前日までの利息を加えた金額(ただし約定の毎月返済額を上限とします)を返済額とします。
2. 前月 10 日以降に、次条の随時返済がおこなわれた場合も前項にしたがって返済していただきます。なお、この場合、返済日前日の借入金残高にその日までの利息を加えた金額が前項に定める返済額に満たないときは、その金額を返済額とします。

第 8 条(定例返済の自動引き落とし)

1. 前条による返済は、当行において返済指定口座から預金通帳および同払戻請求書によらず自動引き落としの方法によりおこないます。
2. 前項の自動引き落としが返済日にできない場合においても、当行は返済日後いつでも前項と同様の方法により返済を受けることができます。
3. 返済指定口座の残高が返済すべき金額に満たない場合には、当行は自動引き落としによる一部の返済にあてる取り扱いはしません。

第 9 条(随時返済)

1. カードローン取引による借入金は、第 7 条によるほか、当行の入出金機において、随時に任意の金額を返済することができます。
2. 入出金機を使用して随時返済をおこなうときは、入出金機にカードを挿入し、現金を挿入のうえ、金額確認のボタンを操作し

てください。

3. 入出金機による随時返済は、入出金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの随時返済は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
4. 入出金機により随時返済をおこなう場合に返済額が借入金残高を超えるときは、その超える金額は返済指定口座に自動入金します。

第10条(諸費用の自動引き落とし)

更新手数料・印紙代・その他カードローン取引によりカード名義人が負担する諸費用は、当行所定の日・方法により、当行において返済指定口座から預金通帳および同払戻請求書によらず、自動引き落としのうえ、支払いにあてることができます。

第11条(期限前の全額返済義務)

1. カード名義人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知・督促等がなくても、カードローン取引によるいっさいの債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済していただきます。
 - ① 第7条に定める返済を遅延し、当行から書面により督促しても、次の返済日までに返済をしなかったとき
 - ② 破産手続開始・民事再生手続開始・その他類似の法的整理手続開始もしくは競売の申し立てがあったとき
 - ③ カード名義人の預金・その他当行に対する債権について、仮差押・保全差押・または差押の命令・通知が発送されたとき
 - ④ 保証審査の結果、保証会社から保証の解約の申し出があったとき
 - ⑤ 当行に対する銀行取引上の他の債務について、期限の利益を失ったとき
2. カード名義人について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求によってカードローン取引によるいっさいの債務について期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済していただきます。
 - ① 当行との取引約定の一つにでも違反したとき
 - ② 支払いを停止したとき
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ カードの改ざん・不正使用など・当行がカード使用を不相当と認めたとき
 - ⑤ カードローン取引申込みの際に虚偽の申請があったとき
 - ⑥ 当行がカード名義人の信用状態が著しく悪化したと認めたとき
 - ⑦ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
3. カード名義人が住所変更の届け出を怠る等、カード名義人の責に帰すべき事由により、前2項にかかわる書面が延着もしくは到達しなかった場合、またはカード名義人がこれを受領しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したのものとして前2項にしたがい期限の利益が失われたものとします。

第11条の2(反社会的勢力の排除)

1. カード名義人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動当標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前記に準ずる者
2. カード名義人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をおこなわないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前記に準ずる行為
3. カード名義人が、第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは、第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード名義人との取引を継続することが不適切である場合には、カード名義人は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済します。

第 12 条(借入の制限)

1. 第 7 条に定める返済が遅延している間は、新たな借入をすることはできません。
2. カード名義人について、前条第 1 項・第 2 項・第 3 項の事由が一つでも生じたとき、または金融情勢の変化その他相当の事由が生じたときは、当行はいつでも新たな貸出を停止または中止することができます。
3. 前項により新たな貸出を停止または中止する場合、当行はカード名義人に通知します。この場合、カードローン取引に基づく借入金については、第 7 条および第 8 条にしたがって弁済するものとし、借入元本・利息および損害金等カードローン取引に基づくいっさいの債務が消滅した時点でカードローン取引は終了します。

第 13 条(支払機利用手数料)

1. 当行の支払機を使用して借り入れる場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払っていただきます。この手数料は、借入時に借入金に自動的に加算します。
2. 提携先の支払機を使用して借り入れる場合は、提携先が定める手数料を支払っていただきます。この手数料は、借入時に借入金に自動的に加算し、当行から提携先に支払います。

第 14 条(支払機・入出金機故障時の取り扱い)

1. 停電・故障等により支払機による借入ができないときは、窓口営業時間内にかぎり、当行が支払機故障時の取り扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより借入をおこなうことができます。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
2. 前項による借入をおこなう場合には、当行所定の書面に氏名・金額等を記入し、カードとともに提出してください。
3. 停電・故障等により入出金機による随時返済ができないときは、窓口営業時間内にかぎり、当行本支店の窓口で当行所定の書面に氏名・金額等を記入し、カードとともに提出して返済をおこなうことができます。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはしません。

第 15 条(解約等)

1. カード名義人は、当行所定の書面により取引店に通知することにより、いつでもカードローン取引を解約することができます。
2. カード名義人について相続が開始したとき、または返済指定口座が解約されたときは、カードローン取引は当然に終了するものとします。
3. 当行は、カード名義人について第 11 条第 1 項・第 2 項・第 3 項の事由が一つでも生じたときは、いつでもカードローン取引を解約することができます。
4. 前 3 項によりカードローン取引が終了したときは、ただちにカードを取引店に返却するとともに借入元利金全額を支払っていただきます。

第 16 条(当行からの相殺)

1. カード名義人が、カードローン取引による債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対するカード名義人の

預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は書面により通知します。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。なお、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第17条(カード名義人からの相殺)

1. カード名義人は、弁済期にある自己の預金その他の債権とカードローン取引による自己の債務とを、カードローン取引による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに当行に書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。なお、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第18条(債務の返済等にあてる順序)

1. 当行から相殺をする場合に、カードローン取引による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、当行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、カード名義人はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. カード名義人から返済または相殺をする場合に、カードローン取引による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、カード名義人は、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、カード名義人がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができ、カード名義人はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. カード名義人の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項のカード名義人の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書、または前項によって当行が指定するカード名義人の債務について期限未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第19条(危険負担・免責条項等)

1. 事変・災害等当行の責めに帰すことのできない事情によって契約書その他の書類が紛失・滅失または損傷した場合には、当行の帳簿・伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただきます。また、当行が請求した場合には、ただちに代り証書等を差し入れていただきます。
2. 当行がカードローン取引にかかわる諸届け・その他の書類に使用された印影もしくは暗号を、届け出の印鑑もしくは暗号と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取り扱いをした場合は、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、カード名義人の負担とし、この取引による借入金が発生したものと返済していただきます。
3. カードローン取引に関する権利の行使もしくは保全に要する費用、その他の諸費用はカード名義人の負担とします。

第20条(カードの紛失・届出事項の変更)

1. カードもしくは印章を失ったとき、または氏名・住所・電話番号・勤務先・印章その他届出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届け出て下さい。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 暗号の変更は、当行の現金自動入出金機を使用して随時おこなうことができます。
3. カードを失った場合のカードの再発行は、当行が認めた場合で、当行所定の手続きをした後におこないます。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。また、カード名義人は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
4. カード名義人が第1項の届出を怠るなど、カード名義人の責めに帰すべき事由により、当行から届け出の氏名・住所にあてて通知または送付した書類等が延着し、もしくは到達しなかった場合、またはカード名義人がこれを受領しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条(規定の変更)

本規定を変更する場合、当行はその変更内容を店頭に掲示する等の方法により、その変更内容および変更日をあらかじめカード名義人に通知します。この場合変更日以降は、変更日前に発生しているカードローン取引についても、変更後の規定が適用されます。

第22条(報告および調査)

1. カード名義人は、当行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、カード名義人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. カード名義人は、カード名義人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当行に報告するものとします。

第23条(権利の譲渡・質入の禁止)

カード名義人は、カードならびにカードローン取引による権利を他に譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

第24条(証書の差し入れ)

カード名義人は、当行が請求した場合には、ただちにカードローン取引による債務を承認する証書を差し入れるものとします。

第25条(住民票等の取り寄せ)

カード名義人は、当行が居住地確認または債権保全等のために必要と認めたときは、当行がカード名義人の住民票、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第26条(消費税)

本規定にかかわる諸手数料・その他について消費税が賦課されるとき、または消費税率が変更されるとき、カード名義人は当該消費税相当額ないし、当該増額分を負担するものとします。

第27条(成年後見人等の届け出)

1. カード名義人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに当行に成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届けるものとします。
2. カード名義人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに当行に任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届けるものとします。
3. カード名義人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
4. カード名義人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届けるものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第 28 条(合意管轄)

この約定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 29 条(準拠法)

カード名義人と当行とのカード取引に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

以上